

令和7年度 十日町市立水沢中学校 部活動に係る活動方針

1. 目標

- (1) 部活動は学校教育の一環として実施する。
- (2) 余暇の善用を図り、心身を鍛え充実した生活を築こうとする自主的な態度を育てる。
- (3) 技術・競技力の向上と、個性の伸長と生涯教育の一環として楽しみながらの活動の両立を図る。

2. 本年度の部活動

(1) 重点目標

- ①挨拶や返事・積極的な行動など、部活動の場面だけでなく、部活動以外の中学校生活や校外においても通用する生活習慣や礼儀・マナーを身に付ける。
- ②人とのかかわり合う具体的な行動場面で、思いやりや感謝の気持ちを表現できるよう指導する。
- ③年間活動計画をもとに各部で活動計画を立て、見通しをもった活動を展開する。

(2) 本年度設置する部活動について

- ・陸上競技 ・野球 ・バレーボール（女） ・卓球 ・バスケットボール（男）
 - ・吹奏楽 ・クロスカントリースキー（冬季のみ） ・駅伝（特設）
- ※水泳競技及びアルペンスキーは、公式大会のみ引率する。

(3) 活動時間及び日数について

①活動時間

- ・平日（練習試合や大会等は除く）
5月～新人戦 ・ ・ ・ 17時40分まで（完退17時50分）
新人戦終了～4月 ・ ・ ・ 17時05分まで（完退17時15分）
- ・週休日等および長期休業中（練習試合や大会等は除く）
週休日等 ・ ・ ・ 3時間程度
長期休業中 ・ ・ ・ 3時間程度

②休養日 週あたり月曜日を含む2日以上、休養日（平日1日以上、週休日等1日以上）を設けることを原則とし、年間100日以上、週休日等に50日以上の休養日を設定する。

中体連 主催、共催、後援の大会に参加する場合はこれに限らないものとし、地区大会および新人大会については2週間前、その他上位大会については1週間前から月曜日の活動を許可する。

休養日の設定は各部の「年間活動計画」による。

③入退部

- ・入部は希望制とし「部活動入部願」を提出する。できる限り3年間継続して活動できるよう指導する。
- ・2年生、3年生について、本年度も前年度と同じ部での活動を希望する場合は「部活動継続願」を提出する。提出期限は、新入生の部活動入部届と同じ日とする。
- ・部活動を変更したい場合は「部活動転部届」を提出し、退部を希望する場合は「部活動退部届」を提出する。提出する前に、必ず学級担任及び部活動主顧問と面談を行うこととする。

④その他

- ・定期テスト1週間前（土日含む）は部活動を行わない。大会等がある場合は学校長の許可と保護者からの応諾書を得て活動する。

- ・中体連 主催、共催、後援の大会に参加する場合は学校長の許可と保護者からの応諾書を得て、活動時間を延長できる。
- ・年末年始等の学校閉庁日は部活動を行わない。大会等がある場合は学校長に相談する。
- ・平日の休養日の変更はその週の中で補い、週休日の休養日の変更はその月を含め、3か月以内に補う。
- ・部活動終了時刻および下校完了時刻を厳守する。守れなかった場合には、3日間の活動停止期間を設ける。
- ・週休日等および長期休業中の活動について、顧問は集合15分前には来校する。また、これを保護者や生徒に周知し、早く登校し過ぎないように指導する。

(4) 大会参加について

部活動として参加する大会は、以下の点に該当するものとする。

- ①中体連 主催、共催、後援の大会とする。
- ②その他の大会については、学校長が許可した場合のみ参加を認める（ただし、生徒の健康面・学習面には十分配慮する）。

(5) 活動における注意事項

- ①顧問の付き添いのもとで活動をする。
- ②「月間活動計画」を毎月提出する。
- ③各種大会や練習試合に参加する場合は、引率計画を提出する。
- ④本校開設以外の部活動で、中体連 主催、共催、後援の大会に参加する生徒がいる場合は職員が引率する。その他の大会については、保護者の引率とする。
- ⑤各種大会や練習試合における生徒の輸送は、公共交通手段もしくは保護者送迎によるものとし、自転車の使用は認めない。
- ⑥各部で連絡網体制を確立し、部内での連絡が確実に行われるようにする。
- ⑦活動中に生徒が負傷した場合は、速やかに養護教諭、学校長、保護者等に連絡をし、適切な処置を行う。必要な場合は速やかに病院に連絡をする。
- ⑧基礎体力づくりや主運動前後のウォーミングアップ・クーリングダウンなどを十分に行い、傷害の防止に努める。
- ⑨合同チーム等の練習により他校部活動顧問や生徒が本校で活動を実施する場合は、実施計画を提出し全職員に予め周知する。

(6) 生徒への指導事項

- ①水沢中学校の生徒として自覚と誇りをもって行動をする。
- ②遠征や練習試合・大会に参加する際、挨拶や返事をきちんと行い、ルールやマナーを守る。
- ③放課後の活動について、荷物は各活動場所へ持っていく、各部で責任をもって管理を行う。
- ④活動後の後片付けと消毒・清掃を各部で確実にを行う。また、顧問は責任をもって施錠を確認する。

3. 部活動運営について

(1) 体罰等の禁止について

部活動顧問等の指導者は、いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰等を正当化することは

誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、体罰等のない指導に徹する。

(2) 保護者の理解と協力について

保護者の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことができない大切なことであることから、顧問としての指導に関する基本方針・練習計画・練習内容・活動時間・休養日を明確にし、保護者に示す。

4. 活動場所（昨年度からの変更点を太字で示しています。）

部活動名	主な活動場所	部集会教室	清掃場所
陸上競技	グラウンド 1 階廊下	2－1 教室	生徒玄関・1 階廊下 ピロティ周辺・社体玄関
野球	グラウンド野球場	生徒活動室 1	生徒玄関外・3 階男子トイレ 東階段
バレーボール	体育館	3－1 教室	体育館・体育館女子トイレ 女子更衣室・2 階廊下
バスケットボール	体育館	技術室	体育館・体育館男子トイレ 男子更衣室・西階段
卓球	柔剣道場	生徒活動室 2	柔剣道場・社体玄関側階段 2 階男子トイレ・MT ルーム
吹奏楽	音楽室・3 階教室	1－1 教室	音楽室・3 階廊下 2・3 階女子トイレ
XC スキー	吉田 XC 競技場	2－1 教室	スキー置き場

5. その他

令和 5 年度から施行が始まっている地域クラブ活動については、市教委の方針等に従って連携・移行を推進していく。

※令和 7 年度から試行される地域クラブ活動等（すでに試行されている地域クラブも含む）

- ・バスケットボール U15 バスケットボールクラブ （4 月スタート）
男子：「Tsumari Azars(ツマリ アザーズ)」 女子：「Snow Queens(スノー キー Queens)」
- ・軟式野球 「十日町 WEST」「十日町 EAST」（休日完全移行 4 月スタート）
- ・バレーボール(女子) U15—TVC （試行 4 月スタート）
「十日町 Xross(クロス)」 「十日町 Snow unity(スノーユニティー)」
- ・卓球 妻有 Jr. （試行 8 月スタート）
- ・陸上競技 十日町・津南合同練習会
- ・吹奏楽 （試行 8 月スタート）
- ・XC スキー （試行 1 1 月スタート）